

# 流山市都市公園の設置及び公園施設の設置基準を定める条例（案）に係る パブリックコメント実施要領

## 1 目的

「流山市都市公園の設置及び公園施設の設置基準を定める条例（案）」を公表し、市民の皆様のご意見を募集するものです。

## 2 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）が制定され、「都市公園法（昭和31年法律第79号）」の一部が改正されました。この改正により、同法第3条第1項の規定で地方公共団体が都市公園を設置する場合には、条例で定める基準に適合するように行うものとされ、また、同法第4条第1項の規定で、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、条例で定める割合を超えてはならないとされ（政令で定める特別な場合においては、条例で定める範囲内でこれを超えることができる）、いずれも国が定める基準を参酌して定めることとされています。

都市公園法（抜粋）

（都市公園の設置基準）

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

{ 第2項及び第3項略 }

（公園施設の設置基準）

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合

（国の設置に係る都市公園にあつては百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

{ 第2項略 }

## 3 概要

この条例（案）で規定する都市公園の設置基準と公園施設の設置基準は、次のとおりの構成になっています。

### （1）都市公園の設置基準

住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準

第3条

都市公園の配置及び規模の基準

第4条

(2) 公園施設の設置基準

第5条

公園施設としての建物の建築面積の公園面積に対する割合の限度  
特別な場合における公園施設としての建物の建築面積の公園面積  
に対する割合の限度

4 条例制定に係る考え方

都市公園を整備していく上での基準については、これまで都市公園法、同法施行令で規定され、地方公共団体はこれを規範としてきましたが、地方分権の動きの中でこうした規範の一部を国の基準を参酌して条例で規定することとなりました。

流山市ではこれまで規範としてきた国の基準の多くが今後とも市の都市公園整備の上でも適当な基準であると判断し、採用することを予定しています。

なお、参酌すべき国の基準のうち、流山市において該当することがないと思われる一部の規定は採用から除外しています。

5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者

6 意見募集期間

平成24年11月21日(水)～平成24年12月20日(木)

郵送の場合は、平成24年12月20日(木)必着

7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、みどりの課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、生涯学習センター(市民活動推進センター)の窓口でも閲覧することができます。

8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(ホームページからダウンロードできます。)に名称、意見、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出又は担当課へ直接ご持参ください。お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理したうえで公表いたします。

なお、個別による回答はいたしませんのでご了承ください。

9 問合せ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市役所 都市整備部 みどりの課  
電話番号 04(7150)6092(直通)  
メールアドレス：[kouen@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kouen@city.nagareyama.chiba.jp)